

高齢者医療制度に関する Q & A 追加 I

平成 18 年 9 月 22 日

※今後、逐次、加除修正を行う予定

(問1) 広域連合議会が、平成18年度内に開催できず、平成19年4月以降に開催した場合、条例や予算は専決処分でよいのか。(極論を言えば、全て専決処分ということもできるのか)

(答)

議会が開催されない場合には、広域連合長による暫定予算の調製・執行を行っていただくことになる。

(問2) 広域連合長選挙は、誰が招集するのか

(答)

法律上特段の規定はないので、各広域連合の実情に応じて判断していただきたい。なお、今までの広域連合の例によると、知事の設立許可日に構成団体の首長会議を行い、その場にて選挙を行ったケースや、準備委員会が選挙スケジュールを作成し、当該スケジュールを構成団体が承認した上で、知事の設立許可後に選挙を行っているケース等がある。

(問3) 平成19年度、広域連合において広域連合の予算を議決することになりますが、(平成19年3月頃)その際、① 全市町村が事前に、各市町村議会における(歳出)予算議決(広域連合への負担金に係る部分を含む当初予算)を、行っておく必要があるのでしょうか。あるいは② 市町村予算議決時期に關係なく、広域連合は負担金収入を見込んで広域連合の予算を議決して良いのでしょうか。

(答)

②の方法でよいと思われる。

(問4) 広域連合の設立申請に当たり、県に提出する書類に財政推計(事業計画)が必要となる。この推計は、後期高齢者の医療給付費に基づき算定することとなるが、都道府県ごとに推計の方法が異なれば、保険料算定にも影響が出るため、財政推計に当たり、全国統一の手法を用いて作成できるように、国において推計方法を示していただきたい。

(答)

基本的な推計方法は、政省令で定められている。地域により実情が異なる部分に関しては、各地域の実情に応じて対応していただきたい。

(問5) 共通経費の負担割合の根拠として、均等割、人口割、後期高齢割の3つの区分を想定しているが、これらの要素を導入する考え方をご教示願う。とりわけ、人口割を敢えて想定しているのは、後期高齢者制度が後期高齢者だけでなく、国民全体の医療制度のなかで国民皆保険制度の一端を担うためと想像されるが如何。

(答)

既存の介護保険の広域連合を参考にしている。

(問6) 後期高齢者医療広域連合のモデル規約で、かつて示されていた負担割合を均等割10%、後期高齢者人口割40%、総人口割50%とされた根拠を参考までにご教示願いたい。また、この提示以降、国の示すモデル規約では具体的な数値が示されなくなつたが、都道府県がモデル規約で示された数値を参考とするか否かは別として、参考とすべき標準例として是非とも示していただきたい。

(答)

小規模市町村に対し、均等割の費用が過大とならないようにしたるものである。また、割合別の標準例については、お示しする予定はない。

(問7) 7月10日の会議で示されたモデル規約【別添7】のP72になりますが、「保険給付に要する経費」については、「保険給付費割」のみ示されておりますが、一人当たりの医療費等に市町村毎に顕著な差がないような場合には、「受給者数割」とすることが可能でしょうか？

(答)

モデル規約別表第2の「保険給付に要する経費」については、高齢者医療確保法第九十八条及び同条に基づく政令の規定により各市町村の負担額が算定されるべきものであり、広域連合の規約によりこれらの法令に基づく各市町村の負担額を変更できるものではない。したがって、お尋ねの「受給者数割」のような割合を設けることはできない。

(問8) 別表第2(第17条関係)のうち保険給付に要する経費について、保険給付費割100%とされていますが、一般会計予算の平準化のため、被保険者数割または高齢者人口割とすることは可能でしょうか。それとも全国統一ルールと理解すべきでしょうか。

(答)

問7を参照されたい。

(問9) 広域連合モデル規約(案)第8条(例2)について

関係市町村の議会における選挙方法は地方自治法「第118条第1項の例による」とされているが、他の広域連合の事例を見ると「第118条の例による」ともされている。

第118条第1項については、投票による選挙に限定と解される。他の広域連合の事例を見ると第118条の例によるということで、指名推選もあり得る条文となっているが、第1項のみの限定をされているのは何か理由があるのでしょうか。

(答)

投票による選挙を行うことを想定してお示ししたものであり、指名推選をも想定し「118条の例による」とすることも可能である。

(問10) 2月中の県知事の許可、3月31日の広域連合設立を目指しているが、許可日以降で、設立日以前に連合長選挙を実施して連合長を決定し、4月1日以降の運営にあたり給与条例等を専決処分にしたいが、連合長選挙を設立の準備行為とすることができるか。また、広域連合議員選挙も同様に行えるか。

(答)

地方自治法上、問のような取扱いをすることはできない。

(問11) 広域連合を組織する地方公共団体(モデル規約第2条)について、「広域連合は、〇〇県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。」とありますが、関係市町村名の一覧は、規約に載せる必要はないと考えてよろしいでしょうか。

(答)

ご質問にあるとおりの記載方法であれば、関係市町村の一覧は不要であるが、例えば「広域連合は、別表に掲げる市町村をもって組織する。」といった記載であれば、関係市町村の一覧を別途載せる必要がある。

(問12) 広域連合の経費の支弁の方法(第17条)について、事業収入とはどのような収入を想定されているのでしょうか。

(答)

広域連合財産の賃貸収入等を想定している。

(問13) モデル規約(案)第8条【例1】第3項に「地方自治法118条第1項の例による」とあり、これは第7条第2項【例3】の場合の方法について示しているとなっています。

一方、対比表の方を見ますと、福岡介護保険広域連合など前4広域連合のようなか区議会において一定人数ずつ選出するような場合は「118条～」とありますが、さいたま及びこうちづくり広域連合のように議員を全体で何人と定め、各議会において選挙しますが、そこで当選人を決定することなく、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選人を決定する方法を用いている場合(上記モデル規約のパターンに相当)にはその条文が含まれておりません。

本事務局における議員定数及び選出方法の案の1つとして、地区割りにより定数を定め、それぞれの地区において議員を選出するという考え方があり、その場合の選挙の方法としてはモデル規約(案)第8条【例1】のような方法になることが想定されますが、このような場合においても「第118条の例による」として問題ないのでしょうか。

(答)

地方自治法第二百九十五条の四第一項第七号の規定により、広域連合議会議員選挙の方法については規約で定める事項であることから、各広域連合において判断していただきたい。

尚、さいたまの場合においては、各市町村議会の投票を集計した上で当選人を決定していることから、市町村議会における選挙においては地方自治法第百十八条の規定を適用していない。

(問14) 高齢者医療確保法第105条に定める市町村負担金について、モデル規約(案)では保険料と第99条の繰入金を想定しているように思われますが、高齢者医療確保法第105条に規定されている保険料以外の徴収金とは具体的に何を想定しているのでしょうか。

(答)

手数料等が考えられるが、政令で市町村事務としたものについては、広域連合に納付する必要はない。

(問15) 広域連合議員の選挙の方法(第8条)について、モデル規約【例1】では、「すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の〇分の1以上の者」の推薦のあった者を候補者とすると記載されていますが、「すべての市議会もしくは町村議会の議長の総数の〇分の1以上の者」としても差し支えないかどうか。

(答)

「広域連合議会の組織及び議員の選挙の方法」は、地方自治法第二百九十五条の四第一項第七号の規定により規約で定める事項であり、お見込みのとおりで差し支えない。

(問16) 以下のような規定は可能でしょうか。

「広域連合議員の任期は、1年とする。広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。」

(答)

「広域連合議会の組織及び議員の選挙の方法」は、地方自治法第二百九十五条の四第一項第七号の規定により規約で定める事項であり、お見込みの規定は可能である。

(問17) 広域連合長等の任期について、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる場合は当該任期によるとされていますが、任期を1年または2年とするなど、広域連合ごとに独自に規約で定めても差し支えないでしょうか。

(答)

「広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法」は、地方自治法第二百九十五条の四第一項第八号の規定により規約で定める事項であり、お問い合わせの規定の定めは差し支えない。

(問18) 広域連合の執行機関等の組織(第11条)について、副広域連合長の人数は、モデル規約では定められていません。人数は、定数条例で定めれば、規約で定める必要なしと考えてよろしいかどうか。

(答)

副広域連合長の人数が一人であれば規約に人数を記載することは不要であるが、複数であれば、人数を規約に定める必要がある。

(問19) 広域連合職員は、退職派遣となると考えられますが、加入する共済については、各広域連合の交渉に任されるのでしょうか。共済には次のようなものがあります。

- ・市町村職員共済組合
- ・都市職員共済組合
- ・地方職員共済組合
- ・指定都市職員共済組合

(答)

地方公務員等共済組合法第三条第三項及び同法施行令第七条により判断されたい。

(問20) 全市町村が加入することから、広域連合の議員は構成する全市町村長(連合長・副連合長を除く)に限定することは可能でしょうか。

(答)

広域連合の議員については、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙すると定められている(地方自治法第二百九十五条の五第一項)ことから、投票又は議会の選挙により選出されなければならない。ただし、被選挙権や議員の定数等については「選挙の方法」であることから広域連合の規約に定める必要がある。

(問21) 平成7年6月15日、自治行第51号各都道府県総務部長あて、自治省行政局行政課長通知(以下「行政課長通知」という。)では、

「広域連合が、その議会の議員又は長を選挙人による直接選挙により選出する場合には、当該選挙につき公職選挙法の規定が適用されることとなるよう当該広域連合の規約を定める必要があること。」とされています。

この通知の趣旨から考えると、広域連合の議会の議員又は長を間接選挙により選出する場合については公職選挙法の規定が適用されない、つまり、選挙に選挙管理委員会を関与させる必要がない、と解釈することができますが、いかがでしょうか。

(答)

お見込みのとおり。公職選挙法第二百六十七条第一項の規定によると、「地方公共団体の組合の選挙については、法律に特別の定があるものを除く外、都道府県の加入するものにあつてはこの法律中都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつてはこの法律中市に関する規定、その他のものにあつてはこの法律中町村に関する規定を適用する。」とあり、地方自治法第二百九十五条の五の規定がこの「法律に特別の定」にあたるため、公職選挙法は適用されない。

(問22) 広域連合の長を間接選挙により選出する場合、モデル規約(未定稿)第12条第2項は、投票の場所を選挙管理委員会が定める場所としています。

この規定の趣旨は、「投票の場所を選挙管理委員会が定める」とする趣旨であり、選挙の執行(当選者の決定を含む。)を選挙管理委員会に担わせるという趣旨ではない、と解釈してよろしいでしょうか？

(答)

お見込みのとおり。

尚、選挙の方法については、地方自治法第二百九十五条の四第一項第八号及び平成7年6月15日付自治省行政局行政課長通知により、規約において規定すべき事項である。

(問23) 広域連合設立時に、長及び議員の選挙を直接選挙で行う場合においては、この時点では広域連合の選挙管理委員会は存在しません。

この場合、法第252条の17の9に規定する「臨時選挙管理委員」の規定の適用はあるのでしょうか。

適用があるとする場合、広域連合の選挙管理委員会が成立しない場合においては、都道府県知事が臨時選挙管理委員を選任する、という解釈でよろしいでしょうか？

(答)

この場合には、地方自治法施行令第四条を適用すべきと思われる。また、同第二百八十九条の二により、規約にて特別の定めをすることも可能である。

(問24) 広域連合の長及び議員の選挙を直接選挙で行う場合においては、選挙管理委員会が当選人の告示を行うことになりますが、間接選挙の場合に当選人の告示は必要でしょうか？

もし必要だとすると、誰が行うことが適当でしょうか？

(答)

選挙の方法については規約にて定めるべき事項である(地方自治法第二百九十九条の四第一項第七号)。なお、条文上、当該事項について特段の規定はない。

(問25) 広域連合の事務所の位置については、法第291条の4第1項第6号の規定により、広域連合の規約に規定を設けなければならないこととされています。

一方、法第4条第1項は、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」と規定されています。

広域連合の場合は、規約で事務所の位置を定めた上で、広域連合の条例でも同じように事務所の位置を定めることが必要なのでしょうか？

その場合、両者の規定の書きぶりはどうなるのでしょうか？

(答)

広域連合の事務所の位置については、地方自治法第二百九十九条の四の規定により、規約にて定める事項であり、同法第4条は適用されない。また、規約における記載については、市町村レベルでよい(町名、番地までは必要としない)。

(問26) 広域連合長・広域連合議員の選挙方法

市町村首長及び市町村議会議員による間接選挙が望ましいと考えているが、

- ① 広域連合議員の選挙の場合、選挙区の設定が必要となるのか。
- ② 市町村議会の中で、候補者を特定していくことは法令に反するのか否か。(例えば、特定の常任委員会の委員の中からの候補者)

(答)

① 各広域連合において、判断していただきたい。

② 推選要件を設定することは可能であるが、その際は規約に記載する必要がある。

(問27) 広域連合の組織等の条例・規則

- 制度の施行前に議決の必要がある条例は、何か。
- 専決できる条例はあるのか。
 - 組織関係
 - 人事関係
 - 給与関係
 - 財務関係

(答)

制度施行前に議決の必要がある条例については、平成18年9月13日付け、保総発第0913001号「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項について」を参考に判断していただきたい。

専決処分については、条例の内容に基づくものではなく、地方自治法第百七十九条に基づき、行われるものである。

(問28) 法施行後(平成20年度)の事務局職員定数モデルを示してもらいたい。

(答)

各都道府県により状況が異なることから、お示しする予定はない。

(問29) 広域計画について

- 必ず策定しなければならないものなのか。
- 参考とすべきは、介護保険事業計画なのか。
- 具体的な広域計画例を示してほしい。

(答)

広域計画は、地方自治法第二百九十五条の七により、必ず作成すべきものである。

参考例としては、以前に各都道府県に情報提供を行った既存の広域連合の広域計画を参考にされたい。

(問30) 市町村が広域連合に職員を派遣するに当たっては、地方自治法第252条の17の規定が適用されると考えてよろしいでしょうか。広域連合が市町村に職員派遣を求める場合の協定書については、全国一律のものが示される予定はありますでしょうか。

(答)

前段については、原則としてお見込みの通りである。

後段については、広域連合と市町村において決めてることであり、全国一律のものをお示しする予定はないが、情報提供したもの参考にしていただきたい。

(問31) 広域連合設立日に広域連合長選挙を行わない場合、連合長が選出されるまでの間、職務執行者を設置することになると思うが、このことは規約に記載しておく必要があるか。また、現在の準備委員会の会長を職務執行者にすることは可能か。
職務執行者を定める方法とその時期についてご教示願いたい。

(答)

職務執行者の規定については、規約の附則に定めることが考えられる。

(問32) 「高齢者医療制度に関するQ & A」の(問11)の回答では、国保連合会職員の広域連合への派遣について、「法に抵触しない。」として研修派遣の例が示されているが、(問12)においては、法第155条による国保連合会が行うことができる「高齢者医療の円滑な推進に資する事業」に対して、国保連合会職員が派遣等により広域連合職員として運営に参加することは含まれないと回答されている。

このことに関し、以下について教示願いたい。

- ① 研修派遣は回答のとおりで問題ないと思うが、国保連合会の職員を研修派遣以外の方法で広域連合に受け入れ(給与等は広域連合負担)、広域連合の事務を行わせることは可能か。
また、その際の具体的な派遣方法は如何。
- ② 「高齢者医療の円滑な運営に資する事業」とは、国保連合会が自らの責任で自らの事務局で行う事業を想定したもので、広域連合で行う事業を想定したものではないと解してよいか。
- ③ (問12)の回答にある「国保連合会の職員が、広域連合職員として運営に参加することは含まれない。」とは(問11)の回答の研修派遣は可能との整合性はどう考えるのか。矛盾はないか。

(答)

- ① ご照会の方法としては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付採用が考えられる。
- ② 広域連合が行う事業の支援が想定される。
- ③ 国保連合会、民間企業等の広域連合への職員派遣は、協定書に基づきなされるものであり、高齢者医療の円滑な運営に資する結果となったとしても、民間企業も同様の結果を生むものであるので、矛盾はしていない。

(問33) 保険基盤安定制度においては、低所得者や被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減分を県と市町が負担することとなっているが、制度設計を行った国に応分の財政負担がない理由は、なにか。

また、都道府県負担分に対しては、国民健康保険と同様に地財措置(交付税の算定対象需要額)の適用を想定しているのか。

(答)

公費負担については、国保と同様の仕組みとしている。地財措置については、今後、関係省庁と調整していく。

(問34) 都道府県内で一定程度以上医療費が低い地域の保険料については、6年以内の経過措置として、広域連合の条例の定めるところにより不均一賦課(不均一保険料)とすることができるときとされ、当該不均一賦課の係る財源補填を国、県が各1／2負担することとされている。

この財源補填は、財政安定化基金により貸付を受け、最終的には償還を通じて、広域連合が負担(保険料への転嫁)すべきではないか。

県が負担する理由は何か。

(答)

都道府県単位で財政運営の広域化を図るという観点から、激変緩和措置に係る経過措置に関しては、国及び都道府県が責任を負うこととしたものである。

(問35) 後期高齢者医療制度の実施に当たり基金を創設することとされている。

広域連合においては、基金拠出金の財源を保険料としていることから、制度施行当初の基金拠出が困難である。

については、国、県、広域連合の基金拠出の時期等や事務処理のスケジュールを示されたい。

(答)

財政安定化基金の条例交付や基金への拠出の時期等については、介護保険の例も参考にしながら検討してまいりたい。

なお、介護保険財政安定化基金条例の制定の時期は、平成12年4月施行の前提で、全都道府県において平成12年3月に制定されている。

(問36) 広域連合が保健事業を行うことは努力義務ではあるが、保健事業に要する経費は全て保険料で賄うのか。それとも、構成市町村が一般財源で負担をすることを想定しているのか。

もし、後者であれば、広域連合規約に当該経費についての構成市町村の負担割合を定めておく必要があるが、保健事業に対する国の補助等の有無によって、市町村の一般財源で賄うべき費用やその負担に対する考え方も変わってくる。また、保健事業に要する経費を「共通経費」として取り扱う考え方もありえるとは思うが、その点についてモデル規約を示していただきたい。

(答)

保健事業は、保険料により賄うものである(高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第三項参照)。

(問37) 高齢者医療確保法103条について

この規定では、広域連合も補助や貸付ができることがあります、どのような場合を想定しているのか、教えてください。

たとえば、ある区の保険料徴収が80%に留まった場合、残りの20%分は、広域連合が区に貸し付けるということはあるのでしょうか。

(答)

特別地方公共団体としての広域連合(一般会計)が、保険者としての広域連合(特別会計)に対し補助等を行うことを想定している。

(問38) 選挙費をどこまでみればよいか。

(答)

総務省とも協議確認するが、選挙の方式によって異なるため、必要な額は計上されたい。

(問39) 制度発足時(平成20年4月)、職員給与等の支払のため、分賦金が間に合わない恐れがある。借入で対応することになるか。

(答)

広域連合ごとの対応になるが、福岡県介護保険広域連合でも発足時、同じ問題があり、分賦金を支払等に間に合うよう、4月中旬に必要分を集めて対応したことである。

(問40) 平成19年度に市町村でも特別会計が必要になるのか。

(例えば、平成20年3月の受給者証発送等の準備業務で支出があるため。)

(答)

一般会計で対応している例が多いと聞いている。

(問41) 診療報酬審査支払事務の委託(法70条関係)について、支払基金と国保連合会のいずれに委託するかの判断は、国のQ&A(7月18日:問25)において、「個々の広域連合において判断すべき事項」との回答であるが、各県によりばらつきがでると混乱をきたすので、国保同様の基本方針(昭和34年1月27日保発第4号)を示されたい。

(答)

お見込みのような基本方針等を示す予定はない。

(問42) 共通経費の使途は、人件費、賃借料、光熱水費、事務用品・備品購入等が考えられますが、その範囲はどこまででしょうか。

平成19年度末に予定される被保険者証の作成、交付に要する費用は、共通経費で賄うように考えるべきでしょうか。

(答)

共通経費については、保険給付以外のいわゆる事務的経費を想定している。被保険者証の作成等についても共通経費にて賄うものである。

(問43) システム導入スケジュールで平成19年4～6月頃ハードの調達・設置、ソフトのインストール 平成19年7～10月頃運用試験 住基・所得情報の提供は平成19年10月になりますが、各区市町村でその前に個人情報審議会等に諮り条件を整えておく必要がありますが、このための資料等(システム内容やセキュリティ)若しくは例文は、提示いただく予定がありますか。

(答)

「広域連合電算処理システム」に関する具体的なセキュリティ対策については、11月頃提示予定であるが、可能な限り前倒しで提示できるよう努力することとしたい。

(問44) 国から提供いただぐシステムでは、広域連合と市区町村を結ぶ回線にLGWANを予定しているとありました。LGWANへの広域連合としての回線申込み等の手続きは、どのようにすればよろしいですか。また、その時期についてもご教示ください。

(答)

申し込み方法については、今後関係機関と協議することとしており、詳細が決まり次第、お示しすることとしている。

(問45) 今回の制度に関する電算システムについては、国が全国統一の仕様で作成し、各都道府県に配布することが予定されていると伺っております。このシステムが配布される場合、広域連合からお支払する経費は発生するのでしょうか。その金額と科目は何になるのでしょうか。平成19年度の分賦金に反映する可能性がありますので、ご教示いただきますようよろしくお願いします。

(答)

「広域連合電算処理システム」のソフトについては、広域連合に対し無償で提供する予定である。

(問46) 平成20年度以降も経常経費が発生し、その後、定期的にリプレースがあると思いますので、そのような計画についてもご教示をお願いします。

(答)

平成20年度以降における「広域連合電算処理システム」のシステム修正等に要する経費については、基本的には当該システムを使用する広域連合が負担するものと考えている。

(問47) 配布されるシステムのセキュリティ対策についても十分配慮いただいているとは思いますが、その辺の内容についてもご教示願いします。

(答)

「広域連合電算処理システム」に関する具体的なセキュリティ対策については、11月頃提示予定であるが、可能な限り前倒しで提示できるよう努力することとしたい。

(問48) 「広域連合電算処理システム」に関する仕様の提示は、いつ頃でしょうか。

(答)

「広域連合電算処理システム」に関する具体的な仕様については、11月頃提示予定であるが、可能な限り前倒しで提示できるよう努力するとともに、整理できた事項から順次提示することとしたい。

(問49) LGWANは、全地域にて必ず活用すべきでしょうか。

(答)

広域連合と市町村との間の接続は、基本的にはLGWANを活用することとしているが、市町村の個別事情に応じ、専用回線についても対応できるよう検討中である。

(問50) 電算関係業務の実施場所は決まっているのでしょうか。

(答)

電算関係業務の実施場所については、広域連合において決めていただくこととなる。

(問51) 各種サーバ及び端末といった電算機器は、補助の対象でしょうか。

(答)

広域連合、市町村に設置する電算機器の経費に関する措置については検討中である。

(問52) 広域連合と市町村・国保連との事務分担

現在示されている事務分担案の中での保険料徴収について

- ① 徴収システムについては、一定程度のもの(パッケージソフト)が提示されるのか。
- ② 既存の各市町村の収納消しこみシステムと独立したものとなるのか否か。
- ③ 賦課権限は連合長にあることから、保険料納入通知書の発送者は連合長と考えられるが、収納事務は市町村で行うことから、納入通知書の送付に当たり、通知書の中に収納する市町村表示が必要と考える。

(答)

- ①提示しない。
- ②既存の国保システムの流用も含めて検討していただきたい。
- ③納入通知書の発送は、市町村長である。実務上において、賦課決定通知と納入通知を1つにすることが考えられるが、具体的な方策については今後検討してまいりたい。

(問53) 現行の老人医療に係る事務と同様に、広域連合及び市町村が行う後期高齢者医療に係る事務も法定受託事務と考えてよろしいか。

(答)

広域連合及び市町村が行う事務については、自治事務である。(高齢者の医療の確保に関する法律第165条参照)

(問54) 県外からの転入者に対する被保険者の資格取得について、収入や税情報を受け取る必要があると思います。また、逆に提供する必要もあります。その場合の統一的な方法や様式等について示されますか。

(答)

国保と同様の取扱いを想定している。

(問55) 高額療養費や標準負担額など、長期間に渡る医療給付により保険給付が発生する場合、各保険者から何の情報を引継ぐべきとお考えでしょうか(レセプトの引継ぎを考えるために必要です)。

- ① 旧制度の期間中における給付は区市町村が対応するので、広域連合は引継ぐ必要がない。
- ② 広域連合の被保険者に移行した場合は、旧制度期間中の給付についても引継ぐので、給付情報を引継ぐ必要がある。この場合は、最低何ヶ月分(何年分)のレセプトの引継ぎが必要ですか。
- ③ 高額療養費等の受給者であるという個人情報のみ引継ぎ、給付は区市町村が対応するので、レセプトの引継ぎは不要である。
- ④ ①から③について、75歳に到達した場合はどうなりますか。特に、月の途中で広域連合に引継ぐ場合は、レセプトの引継ぎなど、非常に煩雑な対応になり、医療機関も含めて、間違いが生じやすくなることが懸念されます。
- ⑤ 75歳の年齢到達とともに、日次で保険制度を切り替わることに変更はありませんか。
- ⑥ 保険組合等から本人が脱会し、広域連合に切り替わった後でも資格のみ残し、家族は引き続き前保険の加入者になるという見解が示されていますが、その場合は擬制世帯のようになり、家族分の保険料は前保険者に支払うということによろしいでしょうか。

(答)

- ①から③については、③のとおりである。
- ④については、制度が異なるため、原則として引継ぎ事項はない。
- ⑤については、お見込みのとおり。
- ⑥については、平成18年7月18日付高齢者医療制度に関するQ&A問16、17参照。

(問56) 老人保健の加入者は、そのまま申請なしで後期高齢者医療制度に引継がれますが、登録済みの口座や提出済みの申請書も引継いでよろしいでしょうか。

(答)

引き継がれる情報については、現在検討中である。ただし、登録済みの口座や提出済みの申請書については、老人保健制度において提出されたものであるので、老人保健制度で保管することになる。

(問57) 区市町村が行う窓口事務の事実行為について、ご質問します。

たとえば、保険証の即時交付ですが、住民からの申請に応じて区市町村が行うこととなっています。

この場合、申請の受理後、データを広域連合に送信した上での対応となります。広域連合が可否の判断を行うには、所得判定も含めると時間を要すると思われます。

そこで、区市町村が窓口で申請を受理し、その場で、交付の可否を判定することまで含めて、事実行為として考えているのでしょうか。

それとも、瞬時に可否を決定する電子システムが構築されるのでしょうか。なお、システムは構築してあっても、個人情報のオンラインが実現しない限り事実上困難と考えられるため、やはり区市町村が判断できるということでおろしいでしょうか。

なお、この行為は行政法上の確認だと思われますが、区市町村が事実行為として判定した時点で、効力が発生していると考えてよろしいでしょうか。

(答)

市町村が行うのは被保険者証の引渡しの事務であり、交付の可否は広域連合の判断によるものである。

(問58) 高齢者の医療の確保に関する法律第52条第1号の規定により、後期高齢者医療の被保険者資格の取得時期は、75歳に達したときとされている。

年齢計算に関する法律の第2項において準用する民法第143条の規定により、ある者の年齢は、その者の誕生日の前日の午後12時に加算されるものとされているが、このことをもって、75歳の誕生日の前日をもって後期高齢者医療の被保険者資格を取得すると考えてよろしいか。

(答)

現行の老人保健法においては、年齢計算に関する法律を適用しておらず、同法第二十五条第一項における「該当するに至った日」とは、同条第一号においては誕生日当日となる。高齢者医療確保法においても同様の取扱いをすることとしている。

(問59) 償還払いの審査・支払、葬祭費の支給について現金窓口払いは想定されていないのでしょうか。「総務課老人医療企画室説明用資料P65、66」には、この点について説明がないように思われます。口座振込ができない被保険者等についての対応についてお伺いいたします。

なお、国保で窓口払いになる例は次のとおりです。

- ①口座振込先として郵便局を除外している場合
- ②未納が有り市町村が保険料と相殺する場合
- ③口座を開設していない又はどうしても現金での支払を希望する場合

(答)

窓口での現金払いは想定していないが、地方自治法第二百三十二条の五の規定による隔地払い等が考えられる。

(問60) 不均一保険料の特例における「無医地区」とは、べき地保健医療計画にいう無医地区を想定しているのか。そうであれば、同一市町村内でも地域によって保険料が異なることとなるがそれでよいのか。

(答)

離島等の特例(恒久措置)は、地域単位の特例であり、その地域については、「無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ、医療機関へのアクセスが困難である地域」とする方向で考えている。

(問61) 後期高齢者医療制度においては、広域連合が課する保険料を市町が徴収することになるが、市町間で徴収率にばらつきが生じることが予想される。

この場合、徴収率の低い市町に対する指導は、県が行うのか、広域連合が行うのか。

また、保険料の不足分は借入金(財政安定化基金からの貸付金)により対応することになるが、償還に要する費用は広域連合が賦課する保険料により財源確保することになるため、不公平感が生じると思われる。

徴収率の低い市町は、やむを得ない場合を除き、当該徴収率低下に伴う財源不足分を一般会計からの繰り出しを想定しているのか。

(答)

高齢者医療確保法第133条の規定により、必要な助言を都道府県がすべきものである。また、地方自治法第291条の7の規定により、後期高齢者医療に係る広域計画に関し、広域連合が構成市町村に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

なお、保険料不足については最終的には広域連合が保険料率を引き上げることにより対応することとなる。

(問62) 6月20日付けの国保新聞の記事(2面・「成立した改正健保法等の概要」)に、後期高齢者医療の保険料の特別徴収について、「ただし介護保険料と合わせた保険料が年金支給額の2分の1を超えるケースでは、介護保険が優先となることから、後期高齢者保険料は普通徴収となる。」とあるが、この記事にあるとおり、介護保険料と合わせた保険料が年金支給額の2分の1を超えるケースであっても、介護保険料だけでは年金支給額の2分の1を超えない場合は、介護保険料のみが特別徴収となり、後期高齢者医療の保険料は普通徴収となると考えてよろしいか。

(答)

お見込みの通り。

(問63) 保険料徴収事務は市町村事務であり、保険料額通知書、督促状及び催告書については、市町村条例に基づき市町村長名で発行すると考えてよろしいかどうか。

(答)

納入通知書、督促状、催告書については、市町村長名にて発行するものである。

(問64) 保険料の算定時期は、仮算定、本算定が想定されていますが、将来的に本算定1本に絞ってよろしいですか。

(答)

政令で定める基準に従って、各広域連合において判断していただきたい(高齢者の医療の確保に関する法律第115条参照)。

(問65) 保険料の算定を本算定1本にした場合、保険証の有効期限を例えれば1年半に延ばすこともできますか。

(答)

有効期限については、広域連合の条例で定めることになるが、収入判定の時期の手続の検討が必要になる。

(問66) 平成19年度の住民税フラット化を控えて、税制改正の少ない保険料の算定方式を採用することが検討されています。

平成20年度からの保険料賦課に当たり、住民税額を踏まえた算定を考えているかどうか、その際、フラット化に対する負担のあり方をどう考えているのか、教えてください。

(答)

「旧ただし書き方式」を基準とすることとしている。

(問67) 広域連合設立準備経費にかかる老人医療費適正化推進費補助金について

補助金の流れとして受領にかかる代表市(町)の予算化が必要であるが、歳入は国庫補助1千万円、歳出の科目は広域連合準備委員会に対する補助金として1千万円とし、広域連合準備委員会では事業費が2千万円であった場合、補助金1千万円を除く財源は、市町村から準備委員会へ負担金として納付するものと理解しているが、この流れでよいのでしょうか。

なお、受領代表市から準備委員会への補助金交付に際し、補助金交付要綱の制定が必要とおもわれますので準則を提示いただきたい。

(答)

貴見のとおり。

(問68) 後期高齢者医療広域連合が行う保健事業については、努力義務とはいえ、その所要経費等については、今後、広域連合の予算等を検討するうえで、重要な検討項目になると思われる。当該保健事業の内容や実施体制等については、7月18日付け事務連絡によるQ&A中、問48の答2に記載されている「後期高齢者の保健事業の実施に係る指針」の中で明らかにされることであるが、この指針が示される時期はいつ頃を予定しているか。また、当該指針において示される内容はどのようなものを想定しているか。

(答)

指針の原案については平成19年1月目途でお示しする予定であり、正式な告示については平成19年4月目途で発出予定である。内容については、検討中である。

(問69) 後期高齢者医療広域連合が行う保健事業については、市町村等への業務委託が想定されているが、国保連や保険者協議会等も委託先として考えられるか。

(答)

保健事業の適切な実施が可能であれば、委託先として考えることも可能である。

(問70) 各保険者に特定健康診査等の実施が義務付けられることとなるが、後期高齢者医療広域連合については、特定健康診査等の実施義務(又は努力義務)は課されていないとの理解でよろしいか。

(答)

お見込みの通り。

(問71) 高齢者医療確保法第155条第1項は「次に掲げる業務を行う。」として、委託を受けて行う広域連合の審査支払いをあげています。同法70条に支払基金と国保連合会が委託先として並列にあげてあるので、あくまでも委託先として受ける可能性を想定して規定してあると考えて良いでしょうか？

同条第2項は「できる」規定で第3者加害の賠償金を規定しています。

この二つの規定の「業務を行う」と「業務を行うことができる」の違いは何でしょうか？

(答)

平成18年7月18日付高齢者医療制度に関するQ&A問25参照。

後段については、審査支払事務については、すべての国保連が委託を受けることができるため、国保連の業務についても委託を受けた場合には「業務を行う」と規定しているが、第三者求償については、委託をすることのできる国保連の要件を省令で定め、その要件を充たした国保連に限り委託を受けることができることから、国保連の業務についても「できる」規定としたものである。

(問72) 3月の課長会議資料に、「<対象者数>75歳以上の後期高齢者約1,300万人」と記載してありますが、この1,300万人には、65歳以上75歳未満の障害による対象者は含まれていますか。もし含まれていない場合、含めた場合は何万人になりますか。

(答)

障害認定者を含んだ人数である。障害認定者数は約100万人である。

(問73) 3月の課長会議資料に、一人当たり保険料は年6.1万円と記載してありますが、これは平成20年度のみの4月～2月ベースの11箇月分給付に対する保険料でしょうか。

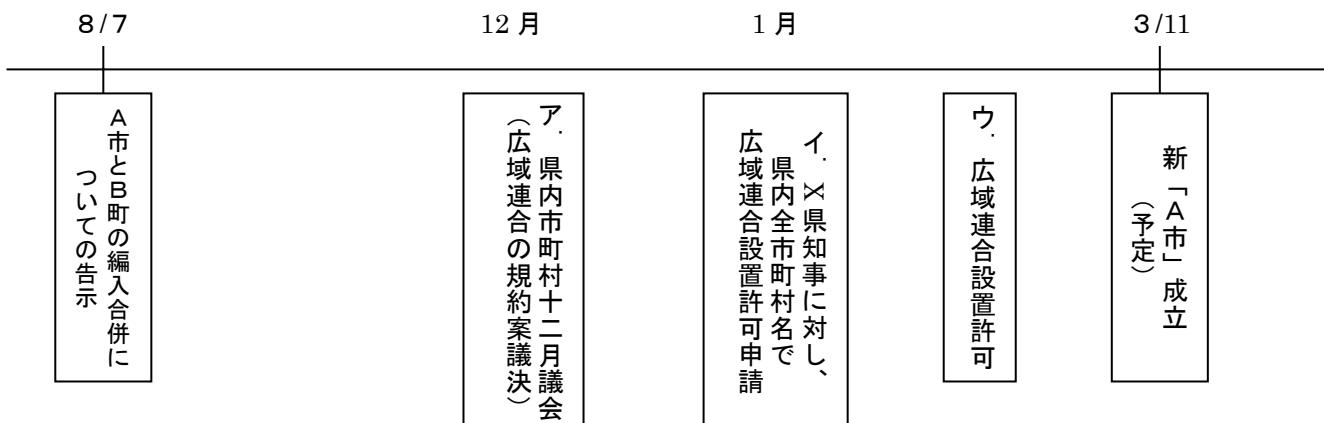
また、同じように、7月の説明会資料に全国の保険料は0.8兆円と記載してありますが、これも11箇月分給付に対する保険料でしょうか。

(答)

ご指摘の数字については、平成20年度(12か月分)の給付費を試算したものである。なお、実際の保険料の算定に当たっては、20年度の給付費については4～2ベースで見込むこととなる。

○ 市町村合併が生じる場合について

- ・ A市、B町、C町が合併を予定している。
- ・ A市とB町については、総務省告示により平成19年3月11日以降にA市がB町を編入する形で合併されることが決まっている。
- ・ A市とC町においては、現時点(8月14日現在)において、平成19年3月11日付にてA市がC町を編入する形で合併する形で、知事に申請中である。



＜広域連合設立に係る通常想定される流れ＞

- 県内各市町村の12月議会において、広域連合規約案の議決を行う(地自法284③)。
- X県知事に対し、広域連合設置許可申請を行う(地自法284③)。
- X県知事より、広域連合設置許可が下りる(地自法284③)。
- 規約変更及び構成団体の変更に関し、構成市町村議会の議決を得る(地自法291の3①、291の11)。
- 新「A市」成立後、規約変更の許可申請(地自法291の3①)及び構成団体の減少の許可申請(地自法291の3①)をX県知事に行う。

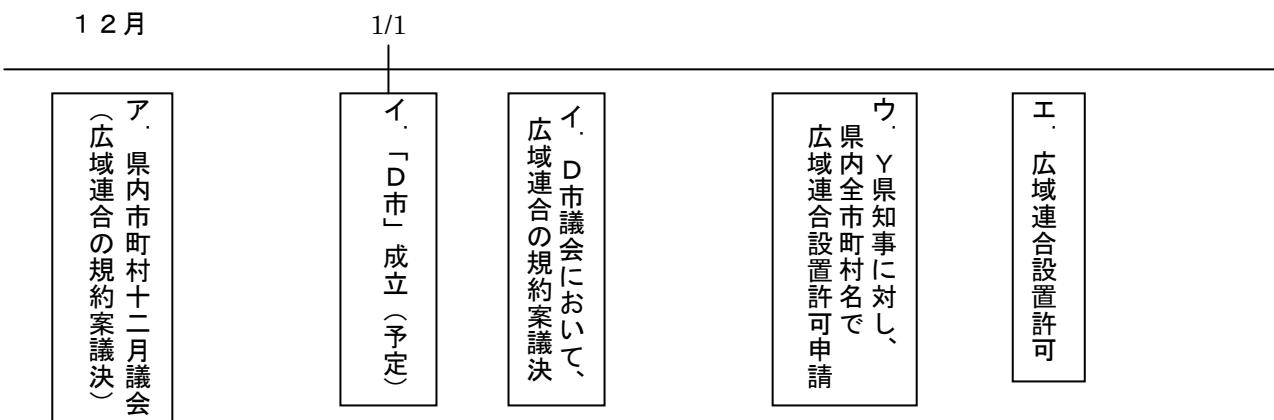
広域連合設立の流れについては、概ね上記のとおりであると思われるが、

- 上記アにおいて、規約の構成団体を「広域連合は、X県内の全市町村をもって組織する。」として、B町、C町において議決を得ず、上記エ及びオの手続を省略してもかまわないか。

(答)

B町、C町において議決を得る必要があり、エ及びオの手続の省略することはできない。

- ・ D町、E村が合併を予定している。
- ・ 合併方式は新設合併であり、新市名は「D市」、合併期日は平成19年1月1日を予定している。



＜広域連合設立に係る通常想定される流れ＞

- ア. 県内各市町村の12月議会において、広域連合規約案の議決を行う（地自法284③）。
- イ. 平成19年1月1日付、「D市」が成立し、D市において広域連合規約案の議決を得る（地自法284③）。
- ウ. Y県知事に対し、広域連合設置許可申請を行う（地自法284③）。
- エ. Y県知事より、広域連合設置許可が下りる（地自法284③）。

広域連合設立の流れについては、概ね上記のとおりであると思われるが、

- ① 上記アにおいて、1月1日に消滅するD町、E村においても、12月議会での議決は必要となるのか。（合併特例法第十四条第一項の適用はないと思われるが。）
- ② 上記アにおいて、規約の構成団体の記載について、12月議会の時点ではD市は存在していないことから、構成市町村を別表に記載する方式ではなく、「広域連合はY県内の全市町村をもって組織する。」という記載しかないと思われるが如何。
- ③ 上記ウについて、Y県知事に対する広域連合設置許可申請は、「D市」としてD市

（答）

- ① D町、E村においての議決は不要である。
- ② 「広域連合はY県内の全市町村をもって組織する。」以外には、Y県内市町村の中で、最も早い12月議会の議案提出日よりも前に合併の告示が出ていれば、別表に記載する方式をとり、当該別表において「D市」の記載をすることも可能である。
- ③ お見込みのとおり。

- 乙県F町とG町が平成19年3月31日付の新設合併を予定しており、合併後の町名は「H町」を予定している。

12月

1月

3/31

ア
（
県内市町村十二月議会
の規約議決）

イ
乙県知事に対し、
県内全市町村名で
広域連合設置申請

ウ
広域連合設置許可

H町成立（予定）

＜広域連合設立に係る通常想定される流れ＞

- ア. 県内各市町村の12月議会において、広域連合規約案の議決を行う（地自法284③）。
- イ. 乙県知事に対し、広域連合設置許可申請を行う（地自法284③）。
- ウ. 乙県知事より、広域連合設置許可が下りる（地自法284③）。
- エ. 規約変更及び構成団体の変更に関し、構成市町村議会の議決を得る（地自法291の3①、291の11）。
- オ. H町成立後、規約変更の許可申請（地自法291の3①）及び構成団体の減少の許可申請（地方自治法291の3①）を乙県知事に行う。

①H町成立後、地方自治法上定められた上記エ、オの手続を進めていくということはよろしいか。

（答）

- ① お見込みのとおり。